
大規模災害時における 教育活動の再開に向けた 学校の対応について

徳島県教育委員会

平成29年2月

目 次

はじめに

	頁
I 大規模災害後の学校運営	
1 学校における教育活動の再開	1
2 「平成28年熊本地震」における学校再開支援	2
3 避難所運営支援と学校再開	3
4 災害対策本部の役割	5
5 教職員の心身のケア	6
II 災害時における「学校再開」の準備	
1 学校再開の手順	7
2 平常時にできる「学校再開」の準備	8
III 学校再開の流れと基本対応（作成例）	
学校再開の流れと基本対応（作成例）	12
【基本対応例の解説】	
1 学校再開準備班の設置	14
2 被害状況の把握	15
3 学校再開の形態	20
【児童生徒の心のケア】	
1 学校における子供の心のケア	23
2 教職員による心のケア	24
IV 応急教育の実施	
1 応急教育の区分	25
2 応急教育Ⅰの実施	26
3 「仮登校」の実施	27
4 児童生徒の状況に応じた対応	27
5 応急教育Ⅱに向けた準備	28
V 学校再開前後の対応	
1 学校再開の周知と配慮事項	30
2 学校給食の再開	34
VI 学校防災に関する研修会	35
参考文献・謝辞	38

はじめに

平成28年4月14日夜半と16日未明、熊本県北部を襲った地震は、震源地付近で震度7を2度記録する未曾有の災害となりました。被災地ではライフラインの寸断、役場庁舎被災による混乱、「車中避難」「テント避難」に表される想定を上回る避難者、長引く余震等、厳しい状況の中での復旧活動となりました。

地震発生当時、各学校では、避難者対応について準備が整わないまま、多くの被災者が学校に詰めかけ、余震が続く中で避難所が開設されました。休校を余儀なくされた学校が再び児童生徒の学び舎となるには、約1か月の時間を費やしました。

徳島県教育委員会は、熊本地震被災地支援として熊本県益城町に教育支援チームを派遣し、広安西小学校における学校再開前後の教育活動を支援しました。9陣にわたる「教員ならでは」の支援活動は、災害から立ち上がる広安西小学校を大いに勇気づけました。

一方で、教育支援チームから報告された被災地における学校再開の状況から、現在策定している本県の学校再開計画の課題が明らかとなりました。

本書では、これまでの阪神淡路大震災・東日本大震災での学校再開に向けた取組事例に加え、本県の熊本地震での教育支援から得られた教訓等により、平成25年3月策定の「学校防災管理マニュアル」における学校再開に関する内容の修正を行い、時系列を追った手順を中心に再編成しました。

各学校におかれましては、本書を学校再開準備の協議資料として御活用いただき、更なる学校防災の推進をお願いします。

平成29年2月

徳島県教育委員会体育学校安全課長 阿部 俊和

※本書での「学校」の表記は、特別な場合を除き、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校を示します。「児童生徒」の表記も同様に幼稚園児から高校生を示します。

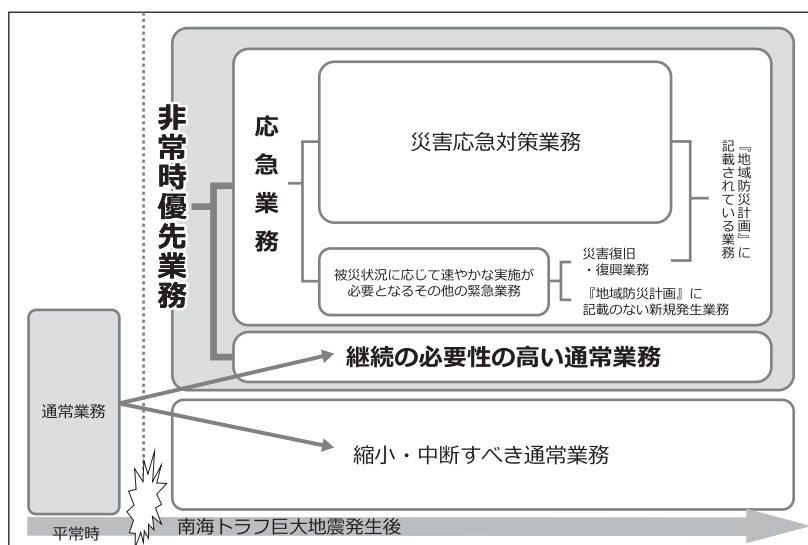
I 大規模災害時の学校運営

1 学校における教育活動の再開

非常変災時において、学校は管理下にある児童生徒の安全を確保し、周囲の安全が確認された後、気象情報等から今後の状況を推測して、児童生徒を下校させるか保護者への引渡し判断を行います。大災害が発生した場合は、児童生徒の安全確保、避難場所の安全確認、避難者を含めた避難誘導等を短時間の内に実行しなければなりません。その後の復旧にも、学校は地域からの様々な期待や要望が寄せられます。

災害時の学校が真っ先に取り組まなければならないのは、児童生徒の安全確保・安否確認であり、続いて学校教育の早期回復に向けた取組です。大規模災害等により、学校が休校を余儀なくされたとしても、青空教室などの応急教育、登校・授業の再開は、児童生徒ばかりでなく、地域住民の日常生活を取り戻すきっかけとなり、復旧・復興へつながる第一歩となります。

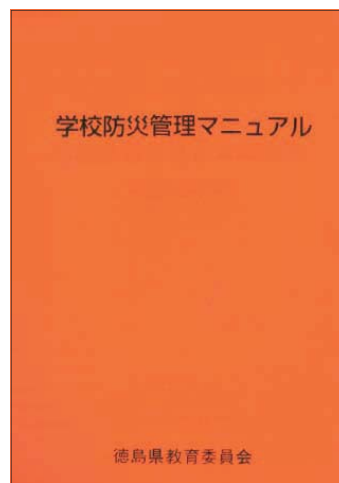
大規模災害に備えて、民間企業・自治体等では「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定する取組が進んでいます。BCPは、災害時に緊急に実施すべき「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」を『非常時優先業務』として定め、通常時より少ない人員での業務遂行や生産活動のダメージ軽減など、被害を最小限に抑えて事業を早期復旧することを目的としています。学校においても、児童生徒の安全確保を行うとともに、円滑に学校教育活動を再開するため、「応急業務」や「継続の必要性の高い通常業務」の選定やその手順を検討し、定めておくことが重要です。



南海トラフ巨大地震を想定した非常時優先業務（徳島県業務継続計画より）

県教育委員会では、これまで各学校で策定している「学校防災計画（学校防災マニュアル）」の改訂にあたって、ＢＣＰの考え方に沿った指針を示してきました。本書を含め、「学校防災管理マニュアル（徳島県教育委員会 H25.3）」や「災害時における学校避難所運営支援計画作成の手引き（徳島県教育委員会 H28.2）」における避難所運営支援や教育活動の再開に掲載してきた「基本対応」等は、ＢＣＰにおける「応急業務」に相当しています。

本書では、大規模災害による被災後の学校が、休校状態となってから再登校・授業再開を果たす節目を「学校再開」として、時系列に沿って個々の業務の事例や計画例を挙げています。各学校では、こうした事例等を参考に学校再開の手順を整備してください。



徳島県立総合教育センターＨＰからダウンロード可能です。（防災教育資料からメニューを選択）

<http://www.tokushima-ec.ed.jp/>

２ 「平成２８年熊本地震」における学校再開支援

平成２８年４月１４日夜半と１６日未明、熊本県を襲った直下型地震は、熊本県益城町付近で震度７の揺れが２度襲う未曾有の災害となりました。

益城町では、ライフラインの寸断、災害対策本部となる役場庁舎の被災、防災計画を大きく上回る避難者、被災による避難所閉鎖等が相次ぎ、厳しい状況の中での復旧となりました。被災地の各学校では、１学期始業から１週間も経たない状況での発災であり、年度初めの体制が整わないまま、児童生徒の安否確認から学校再開準備が進められました。

徳島県教育委員会は、関西広域連合の支援先である熊本県益城町に、学校再開が円滑に果たせるよう「教育支援チーム」の派遣を決定し、第１陣の調査により本県の支援が必要と判断した益城町立広安西小学校に対して、４月２９日から５月３１日までの１か月余りの間、計９陣、延べ２７名の人的支援を行いました。



教育支援チームによる集団登校時の安全指導
(広安西小学校)

益城町の小中学校は、学校再開日を5月9日としたことから、再開前の支援活動は、避難所に使用した教室の復元、通学路の安全調査、健康観察カードの作成など多岐にわたりました。



授業支援を行う教育支援チーム

さらに、学校再開後では、登下校時の交通安全指導、低学年や特別支援学級の授業支援、校内の衛生美化や児童の健康診断等を精力的に支援しました。

本県の教育支援は、まさに「教員ならではの支援」であり、学校再開前後の非日常的な業務をフォローし、広安西小学校教職員が児童たちにしっかりと向き合えるよう、豊富な経験によってサポートするものとなりました。

徳島県教育委員会は、これまで、東日本大震災時に「被災地支援・教育チーム」「学校再開支援チーム」の派遣、平成28年熊本地震では「教育支援チーム」の派遣を行ってきました。過去2度の災害支援の取組は、それぞれ活動報告書にまとめています。

活動報告書は単なる記録に留まらず、派遣教員から支援を通した学校再開業務への気づきやヒントが数多く記されています。本書では、「平成28年熊本地震教育支援チーム活動報告書」及び「平成23年東日本震災被災地支援・学校再開支援チーム活動報告書」から、実際に被災地の学校再開業務に携わった派遣教員の手記等を参考にしています。



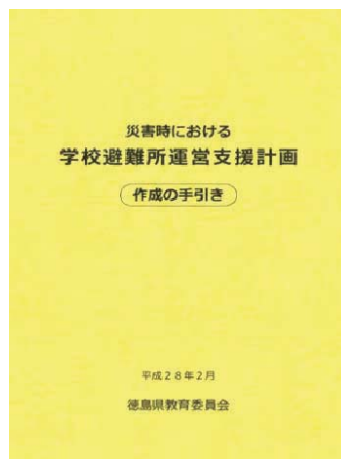
熊本地震教育支援チーム
活動報告書

3 避難所運営支援と学校再開

本県では、多くの学校が災害時における地域の緊急避難場所や指定避難所になっています。一時的に避難された住民は、災害の状況によっては帰る場所を失ったり危険を感じたりすることから、長時間の避難を余儀なくされることが考えられます。この間、市町村の危機管理を主管する部局から避難所開設の要請があったり、避難者の状況から管理者が避難所開設の判断を求められることも想定されます。

災害時の状況によって内容は異なりますが、学校長は災害対策本部を組織し、児童生徒・教職員の安否確認、情報収集、施設等の被害状況の把握、そして、避難所運営の初動体制を整備します。発災直後に参集した教職員から順次これらの業務を遂行することになります。平常時にこうした業務をどのように遂行するかを検討しておきます。

避難所運営支援については、県教育委員会が平成28年2月に作成した「災害時における学校避難所運営支援計画作成の手引き」において解説していますので、本書と合わせて参照してください。電子版は、総合教育センターホームページ「防災教育資料」及び文部科学省ホームページ「学校安全ポータルサイト」にも掲載しています。



<http://www.tokushima-ec.ed.jp/>



<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

避難所と避難場所

平成25年6月改正の災害対策基本法で、避難所と避難場所の区別が明確になりました。

（指定緊急）避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所をいい、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定（地域防災計画に記載）することとなっています。「津波避難ビル」等がこれに該当します。

（指定）避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定（地域防災計画に記載）するものです。

これらは、いずれも施設（建物）の指定ですが、災害時には想定外のことを考えておくことが重要です。指定施設以外の施設でも住民の避難が十分考えられることから、各学校で避難者の安全確保を優先した受入れ体制を考えておく必要があります。

4 災害対策本部の役割

災害が発生、または発生の恐れがある場合、学校は、校内に災害対策本部（本部長 学校長）を設置し、災害に対して迅速で適切な対応を行います。そのために、各学校では「学校防災計画」において、設置基準と業務内容（本部組織）を示し、災害時の基本対応及び流れを計画しています。

（徳島県教育委員会「学校防災管理マニュアル」参照）

災害対策本部は、計画を進めるにあたって、学校施設・設備の被害状況や教職員・児童生徒の被災状況、交通機関の復旧状況、通学路の安全確保等の情報を各班から統括班に集め、教育委員会や自治体の災害対策本部等と連絡調整を行います。

さらに、各学校では、状況に応じて学校再開準備班を拡充するなどし、被害状況の確認や児童生徒の「心のケア」対策を進めながら、教育活動再開に向けた計画（応急教育計画等）を作成します。

一方、学校避難所が継続している状況では、避難所運営に関する諸課題が教職員に寄せられます。学校に避難している住民が「教職員の職務は学校再開にある」ことを理解してもらうために、平常時から保護者・地域への周知や話し合いを持つことが重要です。

学校再開業務を円滑に進めるためには、教職員が再開準備に傾注できる体制が必要です。避難所を設置した学校では、教職員が支援する「応急的な運営組織」から運営委員会による「本格的な運営組織」への引き継ぐことが不可欠であり、関係組織へ本部長の精力的な働きかけが重要です。



教育支援チーム第1陣が益城町に到着した時の町役場です。2度の大地震によって庁舎が使えなくなっていました。町対策本部は総合保健センターに間借りした状態で、町教育委員会事務局との連絡も取れない状況でした。

熊本地震では益城町以外にも行政の中枢施設が被災する事態が生じました。こうした際は、学校災害対策本部の機能がより重要となります。

5 教職員の心身のケア

災害時の心身の疲労は、児童生徒だけでなく教職員も同じです。災害が大規模になれば、避難者と同じように被災した教職員も相当数います。自らも厳しい環境の中で、避難所運営支援や学校再開準備を進める教職員の心身のケアについて、積極的に取り組む必要があります。

業務面からのサポート例

- ・できるかぎり作業や業務は2人体制で行い、相談できる体制をとります。
- ・支援者・ボランティアの積極的な活用や負担の平準化、担当の増員など、加重負担とならないよう学校災害対策本部で検討します。
- ・教員OBなど教職経験者のボランティアを募集・登録するなど、平常時から災害時支援者を確保します。

心のケア・サポート例

- ・臨床心理士等を派遣し、教職員へのカウンセリングを行います。
- ・教職員のセルフケアが行えるよう研修会を行います。
- ・相談窓口を開設し、ニーズに応じて個別のカウンセリングを行います。
- ・平常時からストレス症状の自己診断やストレスマネジメントについて知識を深めます。

その他のサポート例

- ・教育委員会は、災害時に住宅・交通手段の確保や勤務に関する内容について状況を把握し必要な対策を講じます。
- ・被災した教職員の生活設計等について、中長期的な相談・支援体制の整備が求められます。



教育支援チーム各団が共通して必要性を感じたのは「教職員の心のケア」です。被災地の教職員は、強い使命感をもって、避難所運営や学校再開の業務に取り組まれているが故、喪失感や無力感に襲われる瞬間を垣間見る場面がありました。「先行きが見えない」「際限が無い」等、学校再開の業務計画があれば、無くせるストレスがあります。

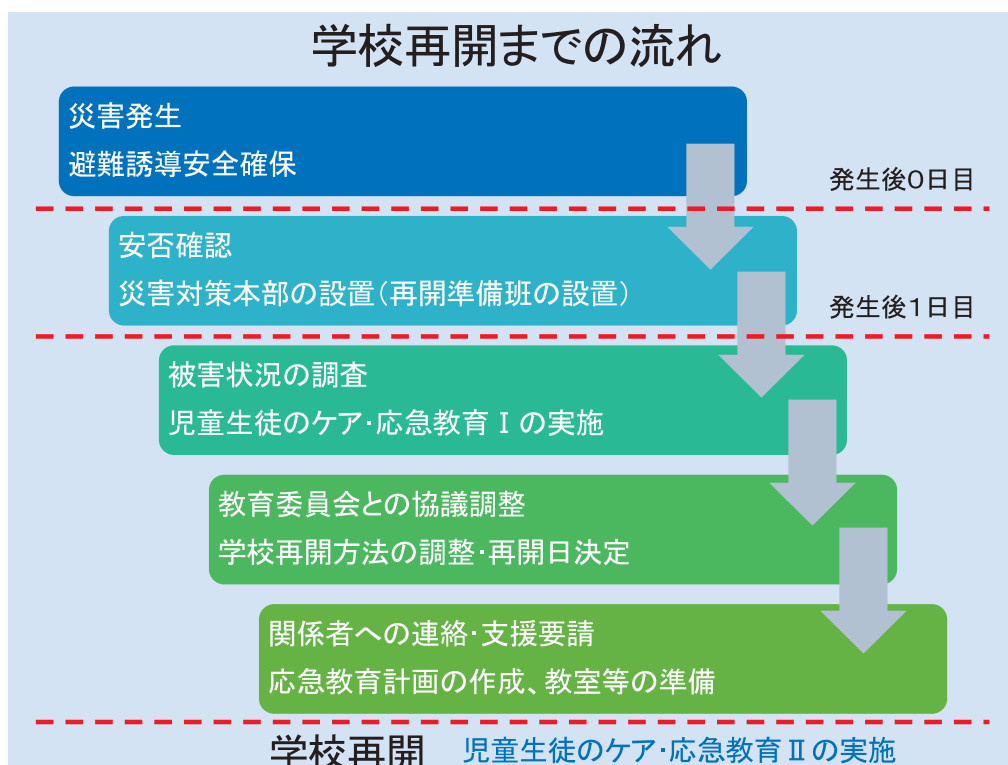
Ⅱ 災害時における「学校再開」の準備

1 学校再開の手順

大規模災害において、発災後から多くの学校は、児童生徒はもとより、地域住民の避難場所の役割を果たし、その後は指定避難所として利用されます。学校管理下において、教職員は児童生徒の安全確保と住民の避難誘導等を確実に行います。各学校では、学校長（または防災計画で定めた職務代行者）を本部長とした災害対策本部※を設置し、第3次非常体制により緊急時の活動が始まります。この時点から学校再開に向けた業務が始まります。

（※学校防災管理マニュアル「Ⅱ 災害時の対応」参照）

学校再開は、学校長が、学校施設・教職員・児童生徒・通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、その時期を決定します。災害による被害状況は各学校で大きく異なることが想定されることから、学校再開についても、必要な物資や児童生徒・教職員の状況も学校ごとに違いがあります。的確な状況把握と学校の方向性を判断するために、学校再開の準備が教職員相互に理解した中で進められることが大切です。各学校は、学校再開までの基本対応例を基にして各学校の状況に応じた「災害時における学校再開の手順」を検討してください。



2 平常時にできる「学校再開」の準備

(1) 災害時での業務の精選

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒の安全確保、学校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けての取組です。学校が避難所となった際には、教職員は避難所運営について、状況に応じた協力が求められます。こうした協力は、あくまでも支援活動として、「本格的な避難所運営組織」※に引き継ぎ、早期に学校再開の業務に専念できるよう体制整備を図ることが重要です。

(※災害時における学校避難所運営支援計画作成の手引き参照)

いったん大災害の状況下になると、学校は、矢継ぎ早に事態への対応が求められ、想像すら及ばぬ状況に陥ることも懸念されます。そのため、事前準備では災害発生後における学校機能の早期回復を目的とした緊急時の学校マネジメントとして、「非常事態に対応するための業務」(応急業務)や非常事態でも「継続の必要性が高い通常業務」を整理することから始めます。

(p 1 学校における教育活動の再開参照)

さらに、学校再開時まで縮小・中断すべき業務を明らかにしておくことが、業務を効率化し、教職員の過度な負担を軽減することにつながります。本書を含め、災害マニュアル等には「基本対応例」のように応急業務について、多くの記述がなされていますが、災害時に優先的な業務を行うためには、平常時に「縮小・中断する通常業務」や「非常事態でも継続が必要な業務」について、1日単位、1週間単位、1か月単位で洗い出しておくことが大切です。

大規模災害時における学校運営に関する業務の例

区分	業務の例
応急業務（非常事態に対応するための業務）	避難所開設に関する支援業務 被害状況の把握に関する業務
継続の必要性が高い通常業務	児童生徒の安全に関する業務 学校管理に関する業務
縮小・中断する通常業務	教科指導に関する業務※※ 校外活動・学校行事に関する業務※※ 送迎に関する業務※※※

(※※避難所運営が引き継がれるまで ※※※応急教育が開始されるまで)

（２）「本格的な避難所運営組織」へ引き継ぎ

災害時において、応急業務を効率的に遂行するため、「学校再開」に関しては学校再開準備班、「避難所運営支援」については避難所運営支援班を編成して業務にあたります。学校に避難所が開設される場合には、初動の業務が多いことから担当する職員数も多く割り当てます。

その後、避難所業務を早い段階で「本格的な避難所運営組織」に引き継ぎ、学校再開準備班の職員を拡充します。それぞれの業務の進行状況を見ながら、人員を調整・配置することで、業務の円滑な遂行を図っていきます。

災害対策本部長である学校長（または防災計画で定めた職務代行者）は、状況の推移を把握しながら、教育委員会、関係団体と調整し、教職員が早期に学校再開業務に傾注できる体制を整備します。

（３）地域防災計画の確認

災害時に直接、住民に災害支援を行うこととなる各市町村は、大規模災害に各部署が、どのような対応を行うかを示した「地域防災計画」を作成しています。この中には避難所の設営施設・箇所や運営方針等も記載されています。

多くの市町村の地域防災計画では教育活動の再開について、教育対策の項に「応急教育」として学校再開の準備を記載しています。学校が避難所となった際の配慮事項等の記載等、各市町村の状況を踏まえた記述もあります。

さらに、各市町村では地域防災計画の実効性を高めるため、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定を進めています。

こうしたことから、小中学校だけでなく、県立学校等においても、徳島県地域防災計画と所在地の市町の地域防災計画を確認しておく必要があります。



徳島県地域防災計画は「安心とくしま」ＨＰで閲覧できます

地域防災計画は、災害対策基本法に従って自治体ごとに作成されており、災害の種類別に予防・応急・復旧の段階ごとに構成されています。また、【津波】津波防災地域づくりに関する法律（津波防災地域づくり法）、【洪水浸水】水防法、【土砂災害】土砂災害防止法により、それぞれの災害時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある「要配慮者利用施設」指定が行われます。

(4) 学校再開に向けた手順

大規模災害の発生により、正常な学校業務ができない状況と判断された場合、学校長は臨時休業の措置をとります。災害の深刻度や周辺も含めた被害規模に応じて、その期間は異なります。この期間に教職員の業務は、児童生徒が安全に登校でき、学校として教育活動が可能な状況を整えることが重要です。

「平成28年熊本地震」において、被災地校教職員への聞き取りでは「業務の先行きが見えない」「次は何をすれば再開できるかわからない」等の不安感を訴えていました。時宜を捉えて「学校再開」という業務について、教職員が手順や内容を認識するところから進めていきましょう。

大災害が発生により、「学校が被災」、あるいは「学校が避難所」となった場合の、時系列（タイムライン）に沿った「学校再開」の手順を準備しておきます。（登校再開を被災後20日と仮定した場合）

被災後	直後	安全確保・安否確認
被災後	1日目	災害対策本部設置 学校再開準備班の設置
被災後	2～3日	被害状況の調査及び報告 ・児童生徒の心身の状況把握とケア ・施設設備・教材教具の被害調査 応急教育Ⅰ※の準備と実施
被災後	4～7日	教育委員会との再開に向けた協議 ・復旧の方策と再開場所の調整 ・授業再開日の決定（再開の2週間前）
被災後	7～19日	応急教育計画の作成 学校再開の連絡周知 教室の整備、教科書教材等の確保
被災後 その後	20日	登校再開 応急教育Ⅱ※の実施 学校給食の再開

※応急教育については「Ⅳ応急教育の実施」参照

（５）平常時からの準備

各学校は、平常時から災害に備えた施設整備の点検、備蓄品の確保・整備を進めています。災害時の備えは、発災時だけでなく、その後の学校再開への作業を円滑に進めることにもなります。日常の定期点検では所在だけで無く、安全性とともに正常作動を確認しておく必要があります。

重要データの管理

- ・ 早期に教育活動を再開するために、学校が被災した場合を想定し、重要書類やデータ、児童生徒の名簿などを被害にあわないところに保管しておくことや、重要な電子データのバックアップは、日常からできる災害対策です。

支援者の確認

- ・ 災害後の非常時優先業務に必要な人員を確認し、役割が円滑に行えるよう確認しておきます。応急危険度判定士や教員ＯＢボランティア等、支援者の連絡先をまとめておくことも大切です。

事前の相談

- ・ 学校が避難所になった場合を想定し、避難所として開放できる空間区域と、学校管理や教育再開のために確保する空間区域を、ＰＴＡや自主防災組織等とあらかじめ相談し決めておきましょう。

（※災害時における学校避難所運営支援計画作成の手引き 参照）

手順の把握

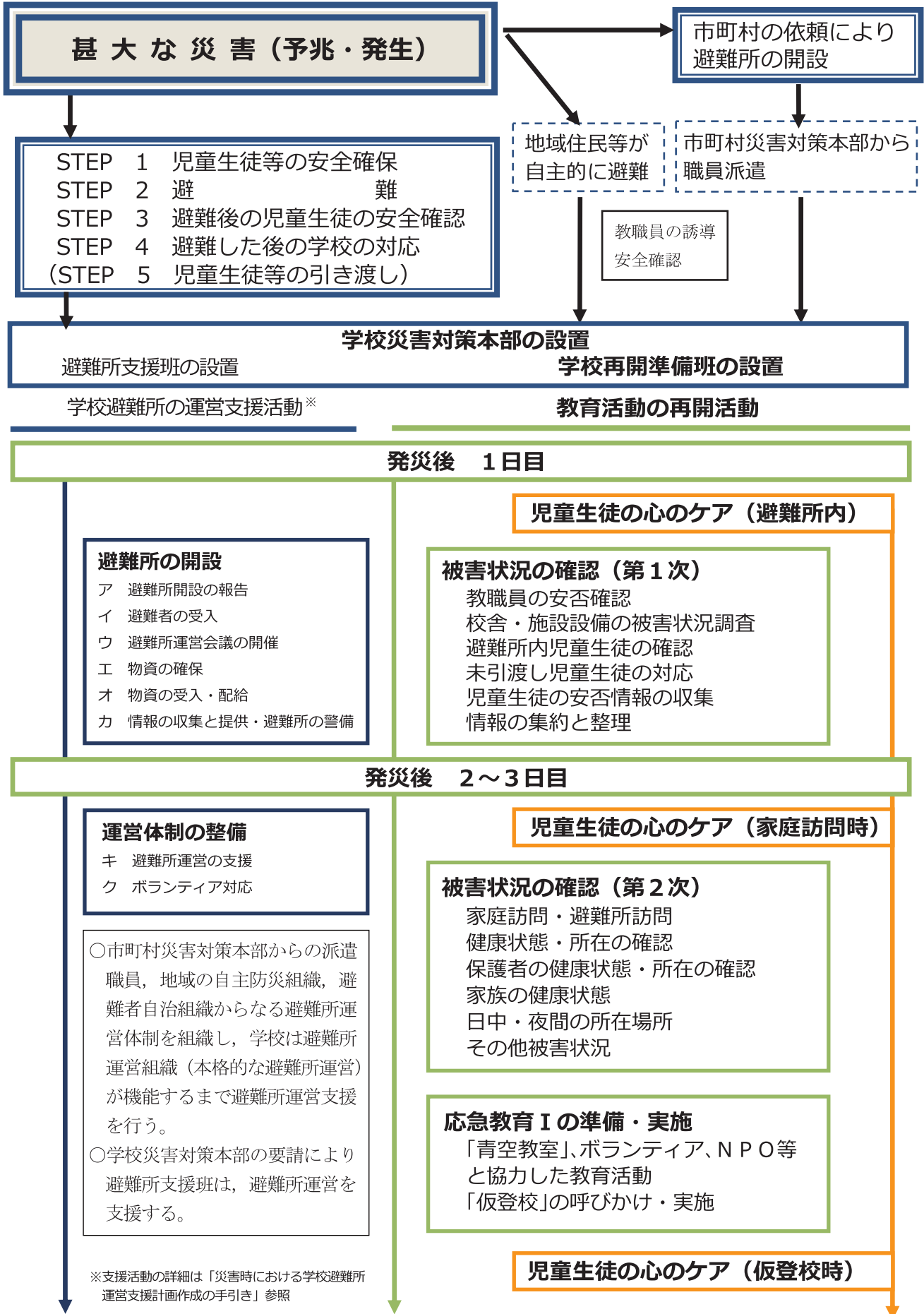
- ・ 学校の被災や避難所開設への対応等、先行きの見えない非日常的な業務は、教職員の体力気力とも消耗させます。教職員が「学校再開」への行程を把握し進捗状況を確認することや、再開までの目標日数の設定は、業務への目的意識や計画性の向上につながります。

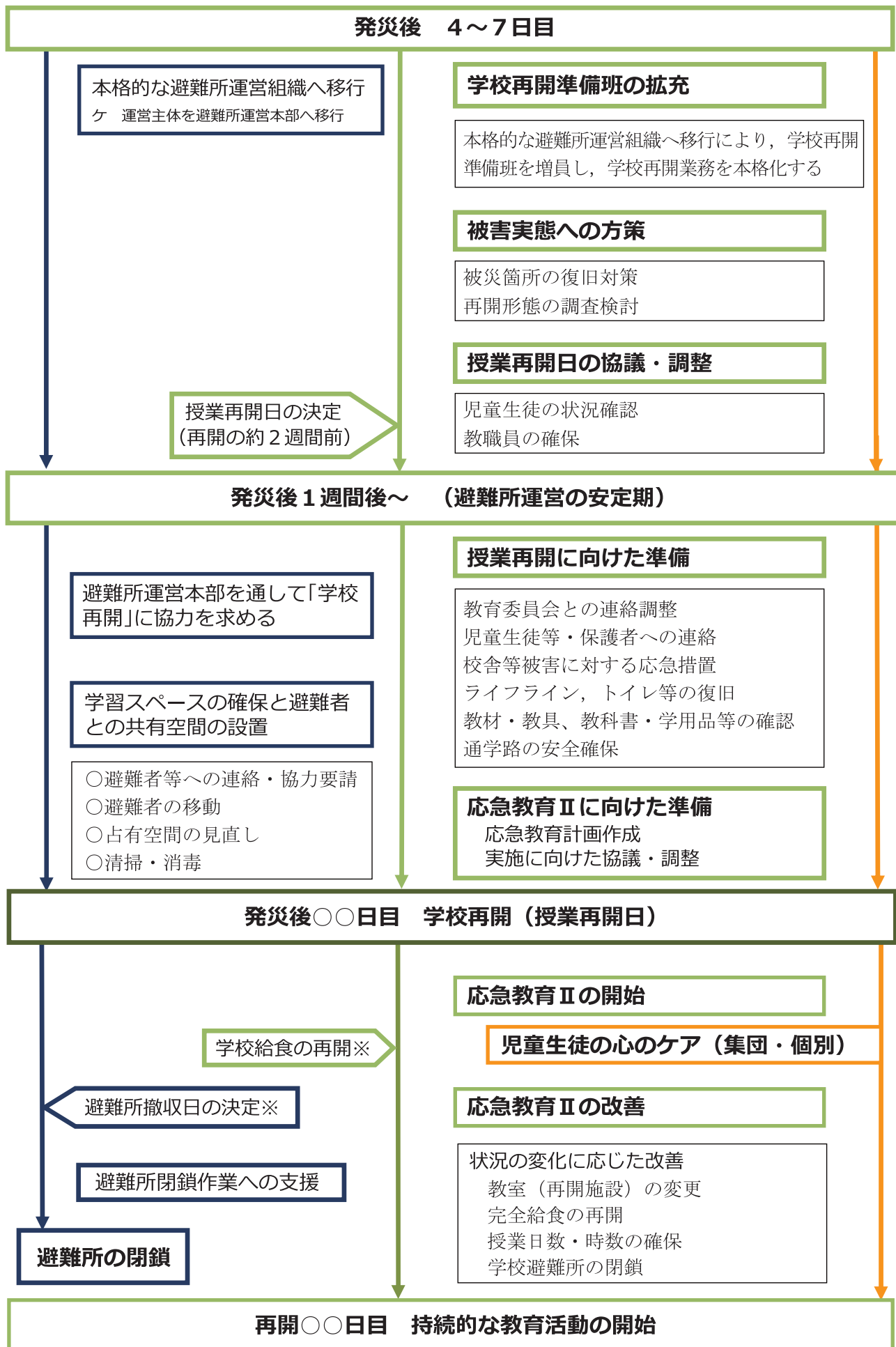
地域との協議

- ・ 避難者の中には「避難所運営は行政（公務員）が行うもの」といった意識の人も少なくありません。特に学校が避難所となれば、教職員が中心となって運営するものだと考えても不思議ではないことです。災害時に避難される地域住民から、こうした「誤解」を解消し、災害時の教職員の職務が「学校再開」であることを周知することが大切です。避難所運営支援計画をもとにした地域の自主防災組織や町内会等との協議や、地域・保護者に理解と協力を求めています。

Ⅲ 学校再開の流れと基本対応（作成例）

各学校の状況に合わせて作成し、学校防災計画に掲載しましょう。





基本対応例の解説

発災からの教育活動の再開の流れと基本対応例について、時系列でまとめています。流れ図では、学校再開と学校避難所の動きを並列で示しています。対応例については各章を御覧ください。本章を参考に、各学校の状況を考えてながら学校再開の基本対応を作成してください。

1 学校再開準備班の設置

(1) 目的

学校避難所が設置されている場合、初動体制の避難所支援等と並行して、教育活動の再開に関する調査や準備を開始し、「本格的な運営体制」に移行した後の学校再開業務を円滑に行うため、学校再開準備班を設置します。

(2) 設置時期

災害発生直後は、学校災害対策本部の活動が中心となりますが、被害の規模・程度に応じて準備班の人員を確保します。1日目から、児童生徒の安否確認、校舎及び敷地内外における被害状況等の調査を開始します。

避難所が「本格的な運営体制」となる時期（災害発生後4日程度経過した時点）からは、各業務の人員を拡充して教育活動の早期再開に向けた本格的な学校再開の体制に移行します。

(3) 構成

構成は学校長を統括とした教職員中心とします。情報の収集・伝達、避難者との連携のため保護者や地域住民を協力者とするのも有効です。

(4) 役割

学校再開準備班は、発災後の被害状況の確認から、更に詳細な調査を行い、教育活動の再開にあたって、今後の業務や関係機関への要請内容等を検討します。児童生徒の安否確認では、直接、家庭や他の避難所の訪問、関係者、関係機関からの情報収集なども行います。特に、災害時は「非日常の状況」であることから、理解と協力を得られるよう準備が必要です。腕章やビブス、身分証明書など、学校の教職員であること、目的を明らかにして聞き取り等を行います。

2 被害状況の把握

発災後1日目の状況確認（第1次）では、災害の沈静した状態を確認し、安否や被害の確認が中心となります。

- ・ 児童生徒の安否確認
 - 教職員による避難所での安否確認
 - 学校に連絡があった安否情報の整理
- ・ 周辺の災害・交通・被害の状況の情報収集
- ・ 施設設備の状況調査（行政職員と共同でも実施）

被害状況の把握は、第1次の確認が基礎情報となり、第2次から詳細な情報収集となります。また、状況や情報は、刻々と変化しますので時系列に変更内容を記録しておくことが重要です。

（※災害時における学校避難所運営支援計画作成の手引き参照）

（1）児童生徒の安否確認・状況把握

すべての児童生徒及びその家族の安否確認を行い、同時に所在・避難先・連絡方法を確認し、一覧表を作成します。

平日の日中や学校管理下での発災の場合は、安全が確認された後、保護者への引き渡しを行います。その際に、保護者の連絡先・避難先を確認しておきます。発災後の引き渡しでは、引き渡し作業が長時間に及ぶことが予想されます。保護者の所在確認とともに未引き渡し児童生徒の待機スペースを設ける等の配慮も必要となってきます。休日・夜間の発災では、学校災害対策本部が設置され、教職員の参集と合わせて、学校再開準備班で確認作業を開始します。



教育支援チームの現地引継時の写真です。広安西小学校の井手校長（中央）や派遣教員のように、ボランティア、支援組織は、揃いのビブスを着用しています。

それぞれの活動を円滑に行う目的ですが、校外だけでなく校内でも、治安の悪化が懸念されることから、組織名を表示して活動します。

(2) 家庭・避難所での状況把握

災害直後の安否確認を基礎データとして、家庭訪問や避難所訪問を行い、実際に児童生徒と会って状況を確認します。本人・家族等の面談を通して心身の状態に加え、被災状況も把握し、学校再開や今後の指導計画等の資料とします。

家庭・避難所等での児童生徒の安否確認等が困難な場合は、訪問先の避難所本部、地域自主防災組織、市町村災害対策本部等からの情報収集を試みます。被災地から離れて避難している場合もあることから、得られた情報の共有と整理が重要となります。

教職員の安否確認について

災害発生後の教職員及びその家族の安否を確認することは、発災後の学校運営に大きな影響があるため、迅速かつ確実に行う必要があります。

多くの学校が平常時に使用している連絡網型の確認体制では、連絡がつかない教職員が発生した場合、それ以降の教職員に連絡が伝わらず、確認できなくなります。また、曖昧な伝達は、かえって情報の誤信となってしまう。

多人数の学校では、

- ・数人のリーダーに情報を集約し、管理職が取りまとめる方式
- ・メールやSNSを活用して確認できる双方向の安否連絡体制
- ・電話・インターネット・災害時伝言ダイヤル等から複数の安否確認方法の活用

合わせて定期的な「安否確認訓練」を実施しましょう。例えば、災害時伝言ダイヤルは、毎月1日と15日にサービスを体験できるので、訓練時に取り入れ習熟しておきましょう。



学校再開を10日後に控えた広安西小学校職員室には、学年毎の児童の所在確認一覧が貼られていました。よく見ると、始業式で使われた「クラス分け」の表です。

名前の横には赤字と青字で書き込みされています。青字は昼間、赤字は夜間の所在場所と連絡方法が書かれていました。中には「くるま」「…駐車場」の文字や何度も変更した跡が残されていました。

(3) 学校施設・敷地内の被害状況の確認

避難所開設や教職員が参集する段階で、校舎内外の被害状況と危険箇所の確認を行います。

早期に「応急危険度判定士」による校舎等の危険度判定調査を実施し、危険区域については、立ち入り禁止区域の標示を行います。避難所使用施設が不適と判断された場合は、直ちに市町村の災害対策本部に連絡します。

各校舎・各箇所の非構造部材・ライフライン（電気、水道、ガス、電話）の被害状況を確認します。校庭についても、地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査します。こうした箇所については、注意喚起等の二次被害防止策とともに、現状保存、写真撮影を行います。緊急を要する場合は直ちに市町村の災害対策本部に連絡します。

なお、詳細な被災調査については、教育委員会等と連携を図り実施します。

【確認作業の手順例】

1 点検箇所を校務分掌、学校防災計画等をもとに決定

- ・できるだけ複数名で点検を実施する。
- ・危険箇所は改善されるまで毎日点検を行う。

2 重点点検箇所（ライフライン、ネットワーク関係箇所）の確認

- ・電気・ガス・水道の設置箇所の点検には、十分な時間を充てて確実に調査する。その後、専門業者による点検を実施する。

3 点検項目の確認

- ・落下物、突起物等、学校再開の際に危険を及ぼす恐れのあるものについて、点検者間で点検項目について事前確認しておく。
- ・写真撮影により現状を記録しておく。
- ・張り紙等で危険箇所を注意喚起し、二次被害を防ぐ。

4 点検表への記入

- ・日付、使用の可・不可、応急修理の要・不要、立入禁止措置の要・不要を必ず記入する。

5 点検結果の情報提供

- ・点検結果は、校舎配置図等に転記し、職員室に掲示するとともに避難所にも掲示し避難住民にも情報提供する。（二次被害防止）
- ・色分け等で危険箇所を分かりやすく標示する。

6 立入禁止区域の標示

- ・災害時要配慮者にもわかりやすい表現に心がける。

7 学校災害対策本部及び教育委員会に報告

8 応急補修の実施



比較的被害が少なかった広安西小学校でも、児童が生活するには校内に多くの危険箇所がありました。通路には教職員の点検に加え、避難者等からの情報によって危険箇所とその内容を記入した校内図を掲示してました。（左 写真）

また、青字では安全に使用できる場所や非常口などが記入されて利用者全体で情報を共有していました。

（４）屋内施設・物品の被害状況

揺れ等により校舎内の天井材・照明設備などの被害や、特別教室における楽器や理科実験器具などの学校備品も使用（修理）できない状態であるものがあります。

日常の定期点検等で、可動物の固定や耐震性の高い保管方法かを確認しておくことが被害を最小限に止める効果的な手段です。

災害後の被害状況（保管場所・数量等）の確認には台帳が用いられます。災害による被害であることを明らかにしておくためにも、写真等により非構造部材や備品の被害状況を記録しておく必要があります。



揺れによる可動物の転倒（グランドピアノ）



益城町の小学校のうち、被災によって避難所にならなかった学校があります。写真は、支援チーム第１陣の調査時の津森小学校体育館です。災害後１か月経っても当時のままでした。

避難所となった学校は、人と物資に溢れていますが、避難所にならなかった学校は、学校再開１週間前でも、仮設トイレ１基すら設置されていませんでした。

(5) 通学路の被害状況確認（通学路の安全確保）

通学路の安全確保を図るため、学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況に加えて、道路の状況や周辺のがけ崩れ・地割れなど、登下校時の安全が確保できるかを確認します。場合によっては迂回路の設定が必要となるので、通学路周辺の情報も収集します。被害状況を把握する際に、通学路の被害程度を把握し、仮登校や登校再開までに通学路点検を行います。

通学路の安全点検（例）

1 手順

- (1) 市町村災害対策本部、警察署、消防署等から周辺の道路情報を収集し、一元的に把握する。

(例 模造紙大の1枚の校区地図に各情報を記入する)

- (2) 複数でチームを組み、安全確認のため校区を調査する。
- (3) 危険箇所を校区地図に書き込み、災害状況を記録する。
また、地域住民とも情報共有し、危険箇所の把握に努める。
- (4) 災害状況地図をもとに新たな通学路（通学使用道路）を決定する。
- (5) 避難所からの通学路についても同様にして決定する。
- (6) 他校再開、別地再開となった場合や徒歩での通学が困難な場合は、スクールバスやタクシーの借り上げ等、児童生徒の輸送手段を教育委員会に要請する。

2 必要物品

①児童生徒の通学路を記した校区地図 ②筆記用具 ③カメラ

3 被害状況調査時の確認事項

- (1) 危険箇所を確認する。
- (2) 家庭訪問時には児童生徒の心身の状況を確認しケアに努める。



「平成28年熊本地震」では、多くの建物が被災しましたが、倒壊等の被災住宅から生じたがれきの撤去等は遅々として進みませんでした。

通学路には倒壊住宅が放置され、余震による二次災害が危惧される箇所が多数あり、通学路点検をもとに、迂回路設定や安全指導箇所の検討を行いました。

(写真 益城中央小学校の通学路点検作業)

3 学校再開の形態

学校再開は、その学校に学籍を有する児童生徒が再び授業を受け始めることです。そのため、学校再開を進めるにあたって、自校での再開か、他の場所に移して再開するかは、学校関係者にとって大きな決断になります。的確な状況判断はもちろんのこと、短期間での決定となることから、平常時から学校再開への認識を深めておくことが求められます。

(1) 被災状況に応じた再開形態

災害時の被害状況に応じて、自校の校舎等が使用可能かどうかを考える必要があります。自校内での教室の確保、近隣の公共施設や近隣の学校等での代替教室確保等、様々な選択肢から短期間での決定を迫られます。

自校での確保が困難である場合、近隣で授業実施が可能な施設を検討します。無論、授業スペースだけでなく、児童生徒の生活が確保できる環境が整っているかが条件となります。他校との合同使用や施設の借受けが可能ななど、児童生徒のより良い授業環境となるよう検討します。

また、他校の学校施設の被災状況等により、使用できる教室・施設を貸与する場合も考えられます。場合によっては、複数の異なった校種で同一施設の利用も検討しなければなりません。東日本大震災でも被害が甚大であった学校が多数あったことから、学校再開後にも教室確保の形態を何度か変更して授業を実施しました。



平成28年熊本地震では、激しい揺れのために学校にも大きな被害がありました。校舎被害が著しい木山中学校と益城第五保育所は、被害が軽微であった益城中央小学校で、校舎を共同使用して、それぞれが5月9日に学校再開を果たしました。

各学校とも校舎の共同使用によって、授業や学校生活の形態を変更することも合わせて検討する必要があります。

(木山中学校の校舎被害の様子)

(2) 校舎の状況による学校再開の形態

学校の立地状況や周辺地域の被災状況により、再開形態も変わりますが、自校での学校再開の形態と、他校と共同で再開する形態は次のとおりです。

中学校区や近隣校などが集まった際に、災害時における学校再開の形態について協議しておくことが、万が一の備えにつながります。

学校再開（教室確保）の形態

再開の形態	校舎の使用形態
1 自校再開 自校敷地内で教育活動に使用できる状況を確認して再開する	①本校舎が使える状況 →本校舎で再開 ②仮設校舎（プレハブ等）での再開 →本校舎と仮設校舎で再開 →仮設校舎のみで再開 ③他施設利用による再開 →一部を併用した再開
2 合同再開（他校再開） 被害状況により、校舎や敷地が教育活動に使用できる状況にある学校と複数校合同での再開	①本校舎が使える状況 →使用校舎・教室を割り当てて再開 ②仮設校舎が必要となる場合 →本校舎と仮設校舎を割り当てて再開 →それぞれが仮設校舎で再開 ③他施設利用による再開
3 別地再開 被害が軽度の地域や市町村等で、使用できる施設等での再開	①休廃校の校舎が使用できる場合 →使用校舎・教室を割り当てて再開 ②仮設校舎が必要となる場合 →使用可能校舎と仮設校舎との併用による再開 →仮設校舎のみで再開 ③他施設利用（公共・民間）による再開

(3) 学級編制の変更

学校再開では、教室と合わせて教職員の確保が必要となります。災害により、事故や諸事情から教職員が確保できない場合や、他校との教室貸借、合同授業など、学級編制を変更して学校再開を行います。

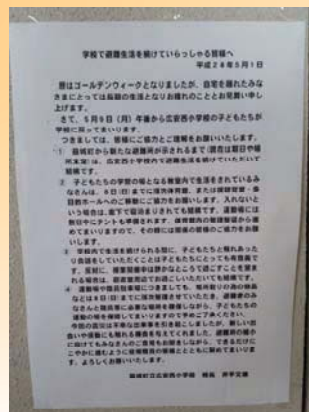
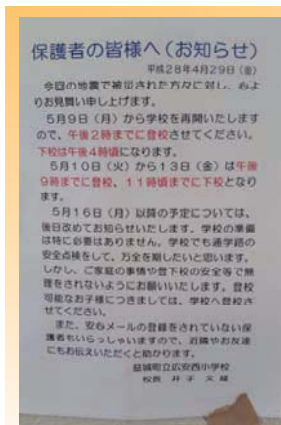
教職員に欠員が生じた場合は、教育委員会と連携して教員の確保を図ります。これまでの震災後の学校再開では、学級編成の変更等で、教室数や教職員数の変更に対応した事例があります。

- a 通常の学級編制
- b 複式学級による学級編制
- c 学級分割による学級編制（少人数に分けざるを得ない）
- d 合同学級（同学年、異学年）などの学級編制
- e 3 学年以上の合同学級編制
- f 全校一斉による学級編制（小・中学生すべて一括した学級編制）

(4) 授業形態の変更

学校再開を考える上で、「学校給食」の再開は、授業時間数の確保や始業終業時間に影響します。災害時には弁当持参が難しい児童生徒が多数であり、インフラの復旧状況や再開当初の児童生徒の心身の状況と勘案しながら、授業形態を変更する必要があります。

- a 通常の授業（短縮授業を含む）
- b 二部制授業（午前と午後で児童生徒の入れ替え）
- c 隣接校との連携授業（校種の枠を超えた相互利用）
- d 校区内で利用可能な施設分散型の授業
- e 他市町村（被災地同士の連携、被災を受けていない市町村や地域の連携）の受け入れによる授業



学校再開が決まった広安西小学校に掲示された2つのお知らせです。

左は保護者に学校再開を知らせるもの。右は避難者に学校再開への協力をお願いするものです。

特に、避難者が再開時の流言飛語に惑わされないよう、校長名で再開の手順をしっかりと説明しています。

児童生徒の心のケア

災害時において、児童生徒たちは自分の身に起きていること、それに伴う感情などを言葉で表現するだけでないことから、継続的な観察と対応が必要です。「心のケア」と称されますが、児童生徒のストレス症状は、心の症状のみならず、頭痛・腹痛や不眠、食欲不振など身体症状としても現れます。

「心のケア」は児童生徒の状況に応じて迅速で柔軟な対応が求められることから、学級担任、スクールカウンセラーや養護教諭からなる「心のケア」班を設置し継続的な支援体制をとることが重要です。

また、児童生徒の心身の状況把握のため、全教職員体制で情報収集と共有を図るとともに、必要に応じて学校医や地域の関係機関及び教育委員会等との連携を図り、児童生徒の心のケアを推進します。

1 学校における子供の心のケア

文部科学省では、平成26年3月、メンタルヘルスの基礎知識について解説した教職員用の指導参考資料「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」を作成しています。

資料では、教職員による健康観察の必要性、危機発生時の健康観察のポイント、学校における心のケアの基本や健康相談のポイント等を具体的に示し、日常から心のケアを進めていくための方策等について理解が深められるよう構成されています。

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒への対応は、基本的には平常時と同じとされています。健康観察等により速やかに児童生徒の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることが大切です。いつでも適切な対応が迅速に行えるよう、平常時から児童生徒の心のケアの体制づくりをしておく必要があります。



http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/

2 教職員による心のケア

教職員による災害時の児童生徒に対する心のケアについて、震災・学校支援チーム「EARTH ハンドブック」(兵庫県教育委員会発行)には、次のように示されています。

(1) 子供との接触・会話を大切に

- ・ 声かけ等日常的な接し方のノウハウを生かす
- ・ 個々の子供に応じたコミュニケーションをとる

(2) 子供の状態を的確に把握

- ・ 災害に遭遇した時、様々なストレス反応がある
- ・ 一見元気に見える子供でも重い心的ストレスを抱えている場合も多数ある。
- ・ 災害時等の異常事態に当然起こりうる反応がある
- ・ 時間の経過とともに変化する
- ・ 子供の状態を把握するひとつの手段としての「心と体の健康観察」の実施
- ・ 3つの言葉で安心感を与える。「もう危険な目に遭うことはないよ」「あなたのそばにはいつも私がいます」「誰にでも起こる正常な反応ですよ」

(3) 「あそび」を通じて心のケアを

- ・ 共に遊ぶことで心の緊張をほぐすことが可能である

(4) スキンシップの大切さ

- ・ 子供の不安感の軽減と安心感をもたらす

(5) 長期的な経過の観察

- ・ 心的ストレスの状態は時間の経過とともに変化する
- ・ 毎日子供と長い時間を過ごす教師は長期的に経過を観察できる
- ・ それぞれの時期・症状に応じた対応を考える

(6) 保護者、スクールカウンセラー、専門家との連携

- ・ 専門的な事柄はスクールカウンセラーや専門家と連携して行う
- ・ 聞く側にとっても負担が大きく、教職員への支援体制にも配慮が必要である



東日本大震災・熊本地震における本県教育支援チームでは、各団に養護教諭が参画し、健康保健指導支援・「心のケア」支援等の中核として活躍されました。

特に「心のケア」支援は、被災地からの支援要請も多く寄せられ、大災害や避難生活によるストレスが児童生徒に及ぼす影響の深刻さが察せられます。

(身体測定の運営支援)

Ⅳ 応急教育の実施

大規模災害から教育活動が正常化するには、様々な制約や困難を克服しなければなりません。学校に課せられた最大級の試練であることは間違い無く、自校での再開を断念せざるを得ない場合も考えられます。

しかしながら、そこで学んでいた児童生徒への教育活動は、どのような状況下にあっても再開しなければなりません。これまでも大震災や洪水等で大きな被害に遭った学校、避難所となった学校においても、短縮授業や二部授業、他校での校舎使用など災害前とは比較できない教育環境でのリスタートでした。どのような困難な状況にあっても、児童生徒が教育により日常を取り戻すことは、私たちの職務であると同時に、地域復旧の光となり、大きな希望となることを歴史は教えてくれます。

1 応急教育の区分

発災後、教育活動が平常時に近い状況になるまでの間、応急教育を計画・実施します。応急教育は、学校再開日の前後で応急教育Ⅰと応急教育Ⅱに分類します。

応急教育Ⅰは、児童生徒の心身の健康状態をみながら、できるだけ早期に実施するものとし、青空教室・心のケア等の様々な内容・実施形態で行います。

教職員だけでなく、支援団体・NPO、教員OB防災ボランティア等の地域ボランティアの協力を得ながら進めることが大切です。また、避難所となった学校では校区内外の児童生徒が身を寄せていることも考慮した活動が求められます。



NPOによる応急教育支援（折り紙教室）

応急教育Ⅱは、自校の児童生徒に対して、学校再開日から応急的に行う授業です。応急教育計画を作成し、授業日として教育活動を再開します。学校では教育環境の復旧と共に、学級の再編、短縮授業、午前・午後の二部授業、仮校舎や特別教室の利用など学校の実情に応じた授業を実施し、教育活動の正常化に繋いでいきます。

2 応急教育Ⅰの実施

児童生徒の心身の健康状態を回復・維持するためには、平常時の日常生活を取り戻すことが大切であり、応急教育は、低年齢・低学年の園児・児童ほど早期に実施することが望ましいと言われます。

児童生徒の被害状況の確認により、心身の健康状態をみながら、応急教育Ⅰの準備を行います。応急教育Ⅰは、学年・組・教科・時間等の区別をつけないで、学校に集う児童生徒を対象（避難所等に避難している児童生徒）に実施するものです。

被災状況等により、校内に応急教育の適切な実施場所が確保できない場合は、教育委員会等と相談し、近隣の公共施設、民間施設を借り上げての実施や他の学校との合同での実施等を検討します。また、時間帯や構成の工夫によって、参加できる児童生徒に対応します。

応急教育Ⅰは、児童生徒のストレス軽減と心の安らぎを与えることを目的としており、学校種に応じて、ゲーム・遊び・運動・お話などを取り入れ、使用できる空間や調達できる教材教具などを工夫して実施します。避難者の中から協力者を募ったり、教員OBボランティアにアイデアやサポートを得るなど、他の学校再開準備と並行して実施することが大切です。



スポーツ実業団による応急教育支援（広安西小学校）



東日本大震災において、宮城県女川第二小学校（当時）では、被災後3日目となる3月14日から「青空教室」と称して学年縦割りの応急教育を開始しました。本県の被災地支援チームは、同校の応急教育Ⅰの支援を行いました。

支援した教員の手記には「こうした活動の中で、子供たちの心に溜まっている様々な思いを確認し、思いを整理し、思いに寄り添うことが必要」と記されています。（東日本大震災徳島県学校再開支援チーム H23.3.27 撮影）

3 「仮登校」の実施

家庭訪問や避難所訪問の状況から、登校待機している児童生徒に応急教育Ⅰの実施を知らせ、「仮登校」を呼びかけます。仮登校は、児童生徒に対する日常生活の回帰を促進するとともに、より多くの児童生徒に心身のケアや学校再開への必要な対応を行うことが可能となります。

〈仮登校時の確認事項例〉

- ・ 登校可能な児童生徒の人数把握と登校の確認
- ・ 登校時の応急教育Ⅰへの参加と生活・心身の状況把握
- ・ 応急教育Ⅰ及び心のケアにあたる教職員の人数確保
- ・ 学校再開時に必要な教科書・学用品等の確認

大災害を体験した児童生徒は、被災により深く心にキズを受けていることが考えられます。また、家屋の倒壊等で教科書・学用品を失っている場合もあり、学校再開への準備が困難な状況にある児童生徒が存在します。家庭・避難所訪問や応急教育Ⅰを通して、児童生徒・家庭の状況を把握する必要があります。

4 児童生徒の状況に応じた対応

全ての児童生徒が即時に登校できる状況にあるとは限りません。児童生徒の中には、学校が再開しても、授業を受けるといった心理状況までに回復していない状況にある場合が考えられます。支援を必要とする児童生徒、災害による急性ストレス障がい（ＡＳＤ）にある児童生徒等の状況に応じて仮登校の呼びかけについても配慮する必要があります。

児童生徒の状況や各学校及び地域の実情を踏まえ、学校はどのような形で授業を再開できるのか、授業を再開するために必要な事項は何か等、支援内容を教育委員会等関係機関と協議・調整を行います。状況に応じて家庭学習の方策を講じることにも検討します。



5 応急教育Ⅱに向けた準備

(1) 応急教育計画作成と教育委員会等との協議・調整

応急教育計画とは、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、学校長が被害の状況を判断して実施する教育（応急教育Ⅱ）の計画をいいます。

学校長は、教育委員会と協議しながら、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、被災児童生徒への学用品の調達方法、二部授業、他校の利用等を想定した応急教育計画を作成します。

応急教育Ⅱの実施に際しては、応急教育Ⅰを踏まえて、被災した児童生徒の健康・安全教育、生活指導に重点をおきながら、弾力的な教育活動を行えるよう配慮します。また、児童生徒の心のケア対策にも十分留意した授業展開とします。

(2) 計画時の留意点

応急教育Ⅱの実施に当たっては次の事項に留意し、学校長は、必要に応じて速やかに教育委員会と協議を行います。

ア 児童生徒の心身の安定と保健、安全に努める。

イ 教科書、学用品等の滅失状況を把握し、児童生徒の学習に支障のないよう配慮する。

ウ 学校の被害状況を踏まえ、全児童生徒を同時に収容できるかどうかを判断し、対策を検討する。必要に応じ、地域の公共施設等を利用した分散授業を実施する。また、教育委員会等と仮設の教室棟の建築について検討する。

エ 通学方法の変更が予想される児童生徒については、交通安全等を適切に指導する。

オ 学校と児童生徒との連絡体制の整備を図る。



熊本地震後の学校再開を前に、益城中学校では、PTA・同窓会が、卒業生から制服や体操服等を集め、学校再開の準備が困難な生徒・保護者に提供していました。教育支援チーム訪問時にも、保護者や生徒が訪れて持ち帰っていました。PTAや地域の協力によって学校再開の準備が進められています。

学校再開までの対応事項チェックリスト(例)

対応事項	check
1 応急教育計画の作成	
(1) 学校再開時に登校可能な児童生徒の人数が把握できている これまでの家庭・避難所訪問や応急教育Ⅰの結果を分析して、登校可能な児童生徒の人数を把握する。	
(2) 勤務可能な教職員数の確保できている 欠員を生じている場合は、教育委員会と協議し対策を求める。	
(3) 使用可能な教室が確保できている	
(4) 使用する教材・教具が確保できている 避難所運営本部に提案し、自校または他施設で授業に使える教室を確保する。 使用可能教室が少ない場合には、短縮・合同授業、二部授業の検討をする。	
(5) 教科書・学用品が補充できている 教科書・学用品のない児童生徒の人数を把握し、不足分を教育委員会に申請する。 また、ボランティア物資等により補充する。	
(6) 授業内容が決定している 当面の日課・授業を決定し、時間割を作成する。	
(7) 学校給食（昼食）確保の方針が決定している	
2 児童生徒の「心のケア」の体制整備	
(8) 専門家等による研修を開催する	
(9) 全教職員がカウンセリングマインドを持って対応する	
(10) 児童生徒の心身やケアに関する情報共有を図る 家庭訪問や応急教育Ⅰでの聞き取り状況やケア記録などを学年団等で共有し継続的なケアを行う。	
3 ライフラインの復旧の確認	
(11) 再開後の仮設トイレの使用方法を確認する	
(12) 避難者利用区域の立入り等を指導する	
4 通学路・学区の安全点検の実施	
(13) 危険箇所や通学路変更箇所を周知する	
5 保護者・地域住民（避難者）への周知	
(14) 保護者へ学校再開について説明し理解と協力を仰ぐ	
(15) 避難者の学校再開について説明し理解と協力を仰ぐ	

V 学校再開前後の対応

1 学校再開の周知と配慮事項

(1) 児童生徒・保護者への連絡

学校再開の周知は、校舎内外への掲示、家庭訪問、メールやインターネット、放送など、利用可能な方法で、児童生徒・保護者、地域住民に周知します。学校が避難所となっている場合、避難者には避難所運営と学校再開が並行して行われることを事前に告知し、学校再開に理解と協力を要請します。

学校再開を待ちわびている児童生徒がいる一方、転校を検討していたり、登校が困難となっていたりする児童生徒がいます。校内でこれまでの訪問での内容を共有して、より良い方向となるよう対応します。訪問時には、通学に必要な衣服、学用品・用具等の確認についてもあわせて行いましょう。

児童生徒が安心して学校に通うためには、住んでいるところから学校までの安全な通学路の確保が重要です。災害により、これまで使っていた通学路が使えなくなったり、通学先が変わったり、通学方法が変わったりということ余儀なくされてしまう場合も多く想定されます。

そこで、各学校においては、通学路点検の結果により、今後の通学路の確認と、通学路の「災害時の避難場所」を確認し、児童生徒並びに保護者に周知する必要があります。児童生徒だけではなく、保護者や関係者と一緒に実際に歩いて、所要時間や危険箇所の確認など、安全への十分な配慮が大切です。



東日本大震災での学校再開は、被災の程度、準備の進捗により4月から5月まで大きな違いが生じました。女川第二小学校は、4月12日と最も早く入学式・始業式を実施しました。式典に出席した派遣教員の報告には「学校再開が地域の希望と活力になる熱い瞬間に感銘した」と綴られています。

(女川第二小学校 H23.4.12 撮影)

（２）学校としての「時間と空間」

「学校としての生活」は、避難所としての生活ではなく、児童生徒にとって大変貴重な時間であり、公私の区別を付けるためにも重要です。避難所での大人に囲まれた生活とは別に、子供だけの時間と空間を得ることができる「かけがえのない時間」となります。

児童生徒にとって、学校での「時間と空間」を確保することは、心身の健康を保つためにも是非とも配慮したい事項です。避難生活と教育活動が同じ敷地内で共存する場合、避難者と児童生徒の動線が交錯しないように、使用スペースの配置を変更することも考えなければなりません。

避難者減少によって避難者使用スペースが縮小する場合にも、再開後の教育活動を想定して施設利用を行います。

例えば「平成２８年熊本地震」では、運動場が多くの自動車に占有されました。校庭・運動場は、災害後も避難場所であり、学校再開後の体育等の教育活動の場です。こうしたことから屋内と同様の計画的なスペース確保が求められます。



避難所との通路を仕切り、動線を分離

（広安西小学校）



学校再開を２日後に控えた５月７日、広安西小学校では、避難者、ボランティア、保護者と共に避難者スペースとして使用された教室の清掃作業が行われました。長期にわたって避難生活が営まれてきたことから、十分な清掃と消毒等が必要です。上水道の使用再開にも、使用前に検査と消毒が欠かせません。

（３）被災に伴う児童生徒の転出・転入

大規模災害で被災した児童生徒が、安全な地域や親戚や縁故者を頼って他市町村等に移動するケースがあります。被災した児童生徒の転入転出については、住民票の移動申請や学籍の移動申請をしないで他市町村等に移動する

ことが考えられます。本人や家族の意向を大切にし、可能な限り速やかに当該市町村と手続きを進める必要があります。学校では、当該児童生徒の学籍が行方不明になることないよう明確にしておくことが重要です。こうした児童生徒・保護者に対応するため、市町村教育委員会や学校で、相談窓口を設置するなどの対応が求められます。

児童生徒・保護者へ学校再開までに必要な確認事項について例示します。

- a 本人・保護者の意向（登校・転校・待機）
- b 心身の状況（ケアの状況）
- c 児童生徒の登下校の手段と通学路の安全確保
- d 避難住民への対応（自治組織の結成と自治体との連携）と授業の両立
- e 避難者の教室利用と授業での教室利用（教室数の確保）
- f 体育館や特別教室の使用の可否と代替施設の活用
- g 教科書、教材・教具の確保 など

（４）再開後の学校運営

発災から学校再開までの休業期間における授業時数、学校行事や特別活動の実施をどのようにするかは、関係法令や所管の管理運営規則などと照らし合わせ、市町村教育委員会及び県教育委員会の関係課と連携しながら進める必要があります。

再開後の初期段階には、児童生徒と教職員が十分向き合う時間を確保する意味からも積極的に学校行事等を取り入れ、「心のケア」に留意しながら進めていくことが大切です。児童生徒・学校等の状況等を考慮して、内容の見直し、日程変更等、弾力的で柔軟な対応が求められます。

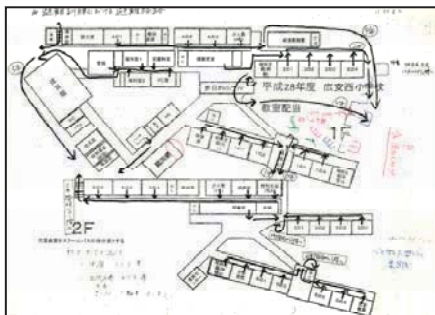
（５）再開後の安全確保

大規模災害後には、長引く余震活動、被害を受けた通学路の安全確保や洪水・土砂災害への警戒など、自然災害に対して被災前より敏感になります。熊本地震にみられる震度７の大きな揺れが再び繰り返したように、発災時には避難行動ができるよう児童生徒と十分に確認します。校舎内の安全な避難経路や屋外の避難場所は、避難所生活をされている方々とも共有する場合があります。円滑な避難ができるよう、学校再開後には避難訓練を実施します。

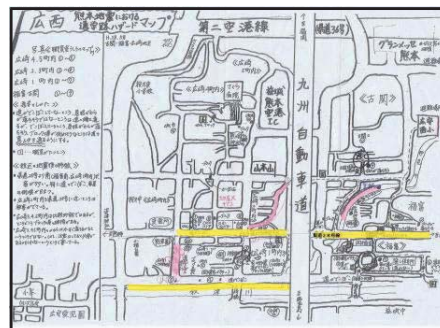


集団下校時の安全指導

また、時間経過によってボランティア車両や避難者の駐車による校庭の占有は変化しますし、校舎内の占有スペースも変わります。安全な「避難経路」を掲示し、来訪者・利用者に周知することも大切です。



再開後の避難訓練で避難経路を確認



教職員手作りの通学路安全マップ

（６）応急教育計画の改善

作成した応急教育計画は、再開前での状況を踏まえて作成したものであり、再開した時点では最善でない場合もあります。

また、給食の再開や使用施設の変更など、状況が大きく変わった際には計画の修正を随時図ります。本部長は学校再開の進捗をみながら、状況の変化に対応した応急教育計画の修正・変更を行います。

（７）放課後の居場所作り

給食再開まで、学校で過ごす時間は半日となります。平常時より短時間であることから、災害の復旧状況や避難所の状況等によって、放課後の居場所を必要とする児童生徒がいます。

関係機関とも調整し学童保育や「放課後子ども教室」等の同時再開について協議する必要があります。また、ボランティアや支援団体に協力を依頼し、学校や周辺施設での児童生徒の居場所作りを検討する必要があります。



平成29年1月6日あわぎんホール

平成28年度第2回学校防災研修会では、広安西小学校井手校長から講演をいただきました。学校再開では、遠隔避難所から登校する児童の保護者から出迎え時間が早いことを理由に登校を見合わせたいとの連絡が相次いだそうです。小学校では校長を中心に、放課後の子ども活動を行い、保護者の要望に応じて児童の登校再開を果たしたとのことでした。

2 学校給食の再開

学校再開時には、学校で授業が行える時間帯を限定した運営としますが、昼食が確保されない期間は、午前・午後のいずれかの時間帯に制限されることとなります。

給食を実施する学校では、単独調理場、共同調理場等の被災状況によって、給食再開の日程が変わることも考えられることから、所管教育委員会と協議して給食実施に向けた準備を進めます。



給食の再開は、授業確保だけでなく、児童生徒のみならず教職員や保護者にとっても、「元の生活」へ戻っていることを感じる節目です。簡易給食といえども給食指導が始まることから、給食再開の各段階に応じた児童生徒への給食指導内容を再検討する必要があります。また、食品アレルギーや感染症予防の対策にも十分留意します。

(1) 簡易給食

給食施設の被害が大きく、ライフラインが復旧していないために施設を使用できない場合は、調理をしない簡易給食の提供が考えられます。その際、衛生的に扱えるよう個包装等で対応する必要があります。



簡易給食（広安西小学校）

(2) 副食の一部を調理した給食

施設の修繕が完了、又はライフラインが復旧したことにより、施設内での調理が可能になった場合、完全給食提供までの過程として、調理機器等の調子を確認しながら一部のおかずのみ調理した給食の提供が考えられます。

(3) 完全給食

簡易給食実施により給食再開を果たした場合、児童生徒の栄養管理上からも一日も早い完全給食（主食、主菜、副菜、汁物、牛乳等がそろった給食）の実現が求められます。

(4) デリバリー（弁当等による代替給食）

施設の修繕が長期間に及ぶ場合、一定期間、業者からの弁当による給食の提供が考えられます。

VI 学校防災に関する研修会

「平成28年熊本地震」では、発災直後から被災者の多くが救援を求めて避難所施設に殺到しました。甚大な災禍にあって避難者対応と同時に再開業務を並行して担う学校では、「避難所運営支援」「学校再開」に関する課題が浮き彫りとなりました。

こうしたことから、徳島県教育委員会では、「実践的防災・安全教育総合推進事業」学校防災アドバイザー活用事業において、学校での避難所運営支援・学校再開の事前計画を促進するべく、有識者による各学校の防災管理主担当者を対象とした研修会を各市町村教育委員会と連携して実施しています。平成28年度は13市町村を対象に6会場で開催しました。

研修会では、「熊本地震を踏まえ、学校避難所運営支援計画と学校再開をどう進めるか」と題して徳島県教育委員会体育学校安全課から、「大規模災害時の学校再開方法について考えよう」と題して徳島大学環境防災研究センター中野 晋 センター長から問題提起を行った後、学校防災アドバイザーをコーディネーターにグループ協議を実施しました。グループ協議では近隣の小中学校及び幼稚園を1グループとして

テーマ1 学校避難所運営をどのようにして運営組織に引き継ぐか

テーマ2 学校再開をどのように進めていくか

について、各学校の現状と課題を交えて協議を行いました。

同じ地域の学校・園ごとのグループ協議は、地域防災への共通課題とともに、他校での取組も直接参考になるものとなりました。日ごろ聞けない学校防災アドバイザーへの質疑や助言は、防災体制の疑問点の解消につながっています。

研修会では、出席者から事前アンケートの提出を求め、各学校から

- a 避難所運営支援及び支援計画について
- b 災害時の学校再開への準備について
- c 学校の防災体制について

の3点について、学校防災アドバイザーに専門的な助言等を聞きたい内容の記入をお願いしました。

本書に関係するいくつかの質問について、研修会での学校防災アドバイザーからの助言を紹介します。



平成28年度学校防災に関する研修会（鳴門市会場）

a 避難所運営支援及び支援計画について

Q: 教職員が少ないため、避難所運営支援が十分できないことが予想されます。「これだけは整えておくべきこと」とはなんのでしょうか。

A: 避難所は避難者が中心となって運営することは、あまり理解されていませんから、学校の実情を知らせ、地域との協働できる体制を作っていきましょう。災害時にできることは限られるので、優先順位をつけて対応することが大切です。まずは、学校・行政・住民で運営方法について協議してください。

Q: 幼稚園は避難所にはなっていません。どのような準備をしておけば良いでしょうか。

A: 幼稚園は規模が小さいことや平屋建で避難場所として適さないなどの理由で避難所になっていないケースがあります。近隣の学校から運営支援のサポートを要請されることも考えられます。幼稚園再開に向けた取組と運営サポートを行うことを念頭に計画を作成しましょう。

Q: 行政（危機管理や関係機関）との協議をどのようにすすめればよいでしょうか。

A: まずは、管理職と教育委員会・危機管理課、所管内の小中学校間で話し合う機会をやってはどうでしょうか。その前に、校内で学校再開を果たすための手順や支援計画を検討しておく必要があります。

b 災害時の学校再開への準備について

Q: 学校再開はいつまでにすれば良いのでしょうか。

A: 一日も早い学校再開が望まれますが、東日本大震災では概ね4～5週間後に再開しています。熊本地震では3週間余です。再開日が決ってから準備に時間が必要ですから、大規模災害の場合、多くは再開日の約2週間前に日程を決定します。

Q: 学校再開の判断はどのように行われますか。

A: これまで、教育委員会や校長会での協議の中で「再開目標」を決めて、校長がその日を再開日に決定している事例があります。学校再開のためには、生活スペースも含めて、安全で最低限の衛生環境が確保されること、通学方法や通学路の安全が確保されること、電気や水の確保、（非常用）トイレが確保されることともに、児童生徒の学用品、昼食（給食）再開の方針が決まること、児童生徒の心のケア対策などが必要とされます。

Q: 児童生徒の心のケアについて、どのような支援が必要でしょうか。

A: スクールカウンセラーの派遣要請も必要ですが、教職員による見守りも重要だと思います。学校再開に向けた活動とともに、避難生活を送る児童生徒の生活環境の把握と生活リズムを取り戻すため「応急教育Ⅰ」の実施が大切だと思います。また、平常時に、災害時の心のケアについて有識者の話を聞いてみるのも良いでしょう。

Q: 学校再開に関する手順や計画を作成する上で、特に気をつけなければいけないこと(各機関と連携する上での配慮事項など)はどのようなことがありますか。

A: 災害後の対応は学校と地域の被害レベルによって異なるため、被害が小さい場合と大きい場合の複数で考えておくことも大切だと思います。自校だけで再開できるとは限らないので他校等での再開方法についても考えておきましょう。

また、児童や保護者の安否確認、通学路の安全確保、施設の安全や衛生環境など学校再開までにクリアすべきことはたくさんあります。そのためにも教育委員会、PTA、工事業者などの切り分けが必要です。

Q: 幼稚園の再開へ向けて、どんなことから取り組みばよいのか、今できることはどんなことなのでしょう。

A: 自園で再開する場合と、そうでない場合について考えてみましょう。安全で衛生的な空間、生活をするための設備(ライフラインやトイレ)、園児のメンタルケア、教育用玩具、教材、安全な登園路など、これらを整える手順を時系列にして整理しておきましょう。

c 学校の防災体制について

Q: マニュアルが細かな事態を詳細に想定していると動きづらかったという事を聞いたことがありますが、マニュアル作りのポイントはありますか。

A: 「マニュアル」通りの災害が起こるわけではありません。様々なパターンについて事前に考えて対応策を作成することが大切です。また、実働訓練を通して、マニュアルの悪い所を探し出し「自校に合った改善」を図ることも大事だと思います。避難行動には「災害時アクションカード」を使うのも良いと思います。

Q: 自主防災組織が活発に活動していない地域なので、どのように地域との連携をはかっていけばよいのでしょうか。

A: 防災教育の中で、保護者を巻き込んだ取り組みを始めてはどうでしょうか。児童生徒の安全を守る取組には保護者も関心を持ってくれるはずですし、そのことが地域へ広げるきっかけになります。PTA役員会等で学校の防災体制を説明するのも理解者を増やすのに有効です。

Q: 学校防災計画の見直しや改善を行うために、アドバイスがほしいのですが、良い方法がありますか。

A: 学校防災計画等を見直し改善のための助言等が必要な場合、徳島大学環境防災研究センターや徳島県教育委員会体育学校安全課は、いつでも相談を受け付けています。

徳島大学環境防災研究センター(直通) 088-656-8965

徳島県教育委員会体育学校安全課(直通) 088-621-3166

参考文献・謝辞

文部科学省

生きる力をはぐくむ学校での安全教育

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323511.htm

安全教育の推進に関する計画

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1320286.htm

学校防災マニュアル作成の手引き

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm

学校における子供の心のケア

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/

徳島県

徳島県業務継続計画（平成 26 年改定）

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2014031000029/>

徳島県地域防災計画（平成 27 年改定）

<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2015030500015/>

徳島県教育委員会

学校防災管理マニュアル

防災教育指導資料

災害時における学校避難所運営支援計画作成の手引き

※徳島県立総合教育センターホームページの「防災教育資料」からダウンロードできます。（<http://www.tokushima-ec.ed.jp/>）

平成 28 年熊本地震における活動報告書（平成 28 年 10 月）

東日本大震災 一教育分野被災地支援と三連動地震への備え一（平成 24 年 3 月）

その他

道立学校「業務継続計画」策定の指針（北海道教育庁）

学校再開 ～復興に向けたガイドライン～（岩手県教育委員会）

東日本大震災 一宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証一（宮城県教育委員会）

EARTHハンドブック（兵庫県教育委員会）

本書作成にあたっては、徳島大学環境防災研究センター 中野 晋 センター長をはじめ学校防災アドバイザー、熊本県教育支援チームの方々等、多くの皆様から助言をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

平成 2 8 年度文部科学省委託
「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」

大規模災害時における
教育活動の再開に向けた学校の対応について

平成 2 9 年 2 月作成

徳島県教育委員会 体育学校安全課
徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 TEL 088(621)3166